

藤 総 行 第 2 5 9 号
令 和 3 年 1 1 月 8 日

都市整備部長 様

藤井寺市指定管理者制度庁内検討会
座長 森田 勉

指定管理者候補者決定通知

令和3年10月29日付で申請のあった藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場における指定管理者の候補者について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 指定管理者候補者

- (1) 団体名 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
- (2) 代表者 東野 桂司
- (3) 所在地 藤井寺市北岡1-2-3

2. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 審査点数 (135点満点)

団体名	公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
点数	99.40点

4. 採点要領

申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる点数評価を行った。また、審査項目ごとに点数を配点し、自己PRによる加算を含め、合計点(満点)を135点としている。

採点は委員ごとに行い、委員採点の平均値を算出し、庁内検討会の点数としている。

なお、庁内検討会の委員が当該団体の役員である場合は、採点に加わらないこととする。

また、点数総合計が満点の5割に満たない団体は、第1位であっても指定管理者候補者として選定しないこととする。

5. 総合評価

同種施設の指定管理者として管理運営を適正に行っている実績がある。
利用者のサービス向上に繋がる、新規取組の提案があった。

6. 附帯意見

コロナ禍で利用者が減少しているが、広報活動の充実や新たな自主事業の展開により利用者数拡大に努められたい。

7. 選定経緯

土師ノ里駅前駐輪場は、応募事業者から辞退届の提出があったため、審査の結果、指定管理者候補者に該当するものがなく、指定管理者候補者選定委員会から市長へ「指定管理者候補者なし」との答申及び選定報告があった。

そのため、改めて令和4年度からの指定管理者候補者を選定する必要が生じ、「藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第1号」の規定に基づき、庁内検討会において非公募施設として指定管理者候補者を選定することとした。

(1) 募集方法 非公募

(2) 庁内検討会検討経過 (概要)

①令和3年10月18日(月)から19日(火)

- ・土師ノ里駅前駐輪場における指定管理者候補者の募集方法の変更について、配点及び採点要領等、選定要項等の決定

②令和3年11月5日(金)

- ・プレゼンテーション及びヒアリングの実施
- ・採点、候補者決定

8. 庁内検討会委員※

(建制順)

番号	氏名	所属・補職	備考
1	森田 勉	総務部長	座長
2	林 智子	市民生活部長	
3	松田 和人	健康福祉部長	
4	大山 哲也	こども未来部長	
5	糟谷 健司	都市整備部長	
6	岩永 和美	市民病院事務局長	
7	萬田 栄治	教育部長	

※重要な公の施設に関する条例(平成19年条例第18号)第2条に規定する公の施設を所管する部の長の職にある者

藤 総 行 第 2 3 5 号
令和 3 年 1 0 月 1 1 日

市民生活部長 様

藤井寺市指定管理者制度庁内検討会
座長 森田 勉

指定管理者候補者決定通知

令和 3 年 9 月 2 4 日付で申請のあった藤井寺市市民総合会館における指定管理者の候補者について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 指定管理者候補者

- (1) 団体名 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
- (2) 代表者 東野 桂司
- (3) 所在地 藤井寺市岡 1-2-3

2. 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3. 審査点数 (140 点満点)

団体名	公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
点数	103.20 点

4. 採点要領

申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる点数評価を行った。また、審査項目ごとに点数を配点し、自己PRによる加算を含め、合計点(満点)を140点としている。

採点は委員ごとに行い、委員採点の平均値を算出し、庁内検討会の点数としている。

なお、庁内検討会の委員が当該団体の役員である場合は、採点に加わらないこととする。

また、点数総合計が満点の5割に満たない団体は、第1位であっても指定管理者候補者として選定しないこととする。

5. 総合評価

現指定管理者としてコロナ禍における施設の管理運営を適正に行っている。
また、防災に関する事業を企画するなど、新たなニーズに対応した提案であった。

6. 附帯意見

広報活動の継続的な実施や、新たな自主事業の展開により利用者数拡大に努められたい。

7. 選定経緯

(1) 募集方法 非公募

(2) 庁内検討会検討経過 (概要)

第1回	令和3年5月13日(木)	制度導入対象施設及び募集方法の決定
第2回	令和3年7月13日(火)	配点及び採点要領等の決定
第3回	令和3年10月8日(金)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施、 採点、候補者決定

8. 庁内検討会委員※

(建制順)

番号	氏名	所属・補職	備考
1	森田 勉	総務部長	座長
2	林 智子	市民生活部長	
3	松田 和人	健康福祉部長	
4	大山 哲也	こども未来部長	
5	糟谷 健司	都市整備部長	
6	岩永 和美	市民病院事務局長	
7	萬田 栄治	教育部長	

※重要な公の施設に関する条例（平成19年条例第18号）第2条に規定する公の施設を所管する部の長の職にある者

藤 総 行 第 2 3 6 号
令和 3 年 1 0 月 1 1 日

健康福祉部長 様

藤井寺市指定管理者制度庁内検討会
座長 森田 勉

指定管理者候補者決定通知

令和 3 年 9 月 2 4 日付で申請のあった藤井寺市福社会館における指定管理者の候補者について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 指定管理者候補者

- (1) 団体名 社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会
- (2) 代表者 小谷 充郎
- (3) 所在地 藤井寺市北岡 1-2-8

2. 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3. 審査点数 (130 点満点)

団体名	社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会
点数	91.40 点

4. 採点要領

申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる点数評価を行った。また、審査項目ごとに点数を配点し、自己PRによる加算を含め、合計点(満点)を130点としている。

採点は委員ごとに行い、委員採点の平均値を算出し、庁内検討会の点数としている。

なお、庁内検討会の委員が当該団体の役員である場合は、採点に加わらないこととする。

また、点数総合計が満点の5割に満たない団体は、第1位であっても指定管理者候補者として選定しないこととする。

5. 総合評価

現指定管理者としてコロナ禍における施設の管理運営を適正に行っている。

また、利用者の声によりWi-Fiの環境整備をおこなう等、利用者のニーズが反映された提案であった。

6. 附帯意見

今後も利用者のニーズを的確に捉え、新たなサービスの展開とサービスの質向上に努められたい。

7. 選定経緯

(1) 募集方法 非公募

(2) 庁内検討会検討経過（概要）

第1回	令和3年5月13日（木）	制度導入対象施設及び募集方法の決定
第2回	令和3年7月13日（火）	配点及び採点要領等の決定
第3回	令和3年10月8日（金）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施、採点、候補者決定

8. 庁内検討会委員※

（建制順）

番号	氏名	所属・補職	備考
1	森田 勉	総務部長	座長
2	林 智子	市民生活部長	
3	松田 和人	健康福祉部長	
4	大山 哲也	こども未来部長	
5	糟谷 健司	都市整備部長	
6	岩永 和美	市民病院事務局長	
7	萬田 栄治	教育部長	

※重要な公の施設に関する条例（平成19年条例第18号）第2条に規定する公の施設を所管する部の長の職にある者